

厚生労働行政推進調査事業費補助金
(厚生労働科学特別研究事業)
総括研究報告

検疫業務の質的向上に向けた検疫制度に関する研究

研究代表者 亀井美登里 埼玉医科大学社会医学教授

研究要旨

我が国は、平成 18 年に制定された観光立国推進基本法に基づき、平成 26 年には「観光立国の実現に向けたアクションプログラム 2014」が決定され、東京オリンピック・パラリンピックが開催される 2020 年に向けて訪日外国人旅行者数 4 千万人の受入を目指す政策を積極的に推進しており、今後益々、水際の検疫業務が急増することが想定される。このような状況にあって、検疫業務の拠り所となる検疫法は、昭和 26 年に制定されて以来、その枠組に大きな変更がない中、昨今の科学技術の著しい進展による輸送機関の発達等により、より短時間で諸外国から一度に多くの者が来訪できるようになったことから、現行の検疫法が検疫業務の現状に十分対応できているかどうかについて、諸外国における検疫関連法令の状況や我が国の検疫所の意見等を調査し現行の検疫法の妥当性等を研究した結果、我が国の検疫法令は、国際的により一層整合性のあるかつ現実的な法令規定に改正する必要性のあることが明らかとなった。

A 研究目的

諸外国の検疫関係法令及び国内の検疫課題に関する調査を通じて、我が国の検疫法令に改善を要する場合の具体事項を明らかにすることにより、将来、検疫法改正を検討する場合の基礎資料に資することを目的とする。

B 研究方法

- (1) 全国の検疫所に対し、検疫法令上の具体的な課題についてアンケート調査やヒアリング調査を実施。
- (2) 諸外国 12 カ国の検疫法令等の状況について、文献調査等を実施。
- (3) 上記諸外国の中で、米国、英国、オーストラリア、韓国については現地調査を実施。
- (4) 上記(1)で明らかにされた法令上の課題及び(2)(3)の諸外国の検疫関係法令の状況を踏まえ、検疫法改正の必要性について研究。

(倫理面への配慮)

なお、(1)の検疫所の意見については、被調査施設より非公開への要望も有ることから、個々別の意見は非公開とし、明らかになった具体的な法令上の課題をまとめた事項を公開することとした。

C 研究結果

(1) 全国検疫所に対する検疫法令上の課題等の調査を実施した結果、全国検疫所の意見は、総じて以下の3分類に集約された。

- ア 一部の検疫感染症の新たな知見とそれらの措置が、適切にマッチングしていない法令上の規定箇所を修正することに関する意見
- イ 現在の検疫業務の実態が、現行の検疫法の但し書き事項を活用した形が常態化している規定箇所について、規定箇所の修正の必要性の有無に関する意見
- ウ 現在規定されていない新たな考え方を盛り込むことに関する意見

(2) 外国(米国、英国、オーストラリア、韓国)の検疫法令等の状況(抜粋概要)

1) 法令の構成

【米国】

US Code (合衆国法典)第42に The Public Health and Welfare についての規定(Public Health Service Act)があり、その中の Part G(Section264-272) が Quarantine and Inspection の効力範囲、権限、措置、費用などについて言及した法律(検疫法)、その下に規則としての CFR (Code of Federal Regulation; 連邦規則集) 第42Part70 (Interstate Quarantine), Part71(Foreign Quarantine), Part34(Medical Examinations of Aliens)がそれぞれ州間検疫、海外検疫、難民移民検疫について規定。

【英国】

連合法で関係法令である Health & Social Care Act2008(section129) の下に、州法であるイングランド法、スコットランド法及び北アイルランド法の3つの法体系から構成され、スコットランドはスコットランド法、北アイルランドは北アイルランド法、イングランド及びウェールズの両州に対しては歴史的な経緯からイングランド法が適用されている。各4州は独立性が高く、法の制定や施策の実施等については形式上独立した形となっているが、実質的には連携がよく取れた形で制定。

【オーストラリア】

Biosecurity Act 2015 が2016年6月16日に施行され、同年に以下の同法関連規則等が制定。

- Biosecurity Act Explanatory Memorandum
- Biosecurity Regulation 2016 • Biosecurity (Human Health) Regulation 2016
- Biosecurity (Listed Human Diseases) Determination 2016
- Biosecurity (Entry Requirements) Determination 2016
- Biosecurity (Ship Sanitation Certification Scheme – Ports) Declaration 2016 etc.

【韓国】

検疫感染症に関する検疫業務は、「検疫法」「検疫法施行細則」に則って行われ、「検疫法」で対処できない場合には、毎年改訂される「検疫業務ガイドライン」で対処。

2) 検疫対象感染症について(表1)

【米国】

現在の指定感染症は以下の通り9疾患ある。(2017年2月13日現在)

コレラ、ジフテリア、感染性結核、ペスト、痘瘡、黄熱、ウイルス性出血熱、重症急性呼吸器症候群(SARS) (パンデミックを引き起こしうる) 新型インフルエンザ

【英国】

かつての関係法律である「Public Health Act 1984」には、検疫感染症として、ペスト、コレラ、回帰熱、天然痘及、腸チフスの5疾患が規定されていたが、

現行法では、検疫感染症に関する限定的な記述が無くなり、「感染症」とは、性病又は結核を除く感染症若しくは伝染性疾患であることが定義。

表1. 海外の検疫対象疾患

国名	検疫対象疾患名
米国	コレラ、ジフテリア、感染性結核、ペスト、痘瘡、黄熱、ウイルス性出血熱、重症急性呼吸器症候群(SARS ¹) (パンデミックを引き起こしうる) 新型インフルエンザ
英国	現行法では、検疫感染症に関する限定的な記述が無くなり、「感染症」とは、性病又は結核を除く感染症若しくは伝染性疾患であることが定義。
オーストラリア	パンデミックとなりうるヒトインフルエンザ、中東呼吸器症候群(MERS ²)、ペスト、SARS、痘瘡、ウイルス性出血熱、黄熱
韓国	コレラ、ペスト、黄熱、鳥インフルエンザ、ポリオ、MERS

¹Severe Acute Respiratory Syndrome ² Middle East Respiratory Syndrome

【オーストラリア】

Act 2015ではListed Human Diseasesをもって検疫対象感染症としており、同疾患は必要に応じて関連法令により随時改正される。2017年2月現在の検疫感染症は以下のとおり。

パンデミックとなりうるヒトインフルエンザ、MERS、ペスト、SARS、痘瘡ウイルス性出血熱、黄熱

【韓国】

検疫感染症は「検疫法」に記載されており、コレラ、ペスト、黄熱、鳥インフルエンザ、ポリオ、MERS

*その他の事項については、後述の「3. 諸外国調査」報告を参照

D 考察

我が国の検疫法令については、全国の検疫所の意見を調査した結果、

一部の検疫感染症の新たな知見とそれらの措置が、適切にマッチングしていない法令上の規定箇所があること、
現行の検疫法が、現在の検疫業務の実態とかけ離れ、検疫法の但し書き事項を常態的に活用した形で運用されている規定箇所があること、
基準等が明確になっていない規定箇所があること、

等が明らかとなり、これらについて、所要の法令改正の必要性が明らかになるとともに、諸外国の検疫関係法令を鳥瞰するに、各国とも法令規定の差異はあるものの、大枠においてはIHRの考え方に準じた形となっていることから、改正の際には、IHRの考え方を遵守する方向で検討する必要があると思われる。

E 結論

(1) 検疫法令上の改正が必要な主な事項の例には、以下のような事項がある。

法第2条(検疫感染症)関係

検疫法第2条第3号に記載の検疫感染症の中で、中東呼吸器症候群(MERS)や鳥インフルエンザA(H5N1・H7N9)のように限局的ではあるが「ヒト-ヒト」感染の知見を有することが明らかになった感染症も他の感染症と同列に指定されているため、検疫措置内容の違いに応じて、改めて法的な整備を実施する必要がある。

また、このことにより他法令との齟齬が生じており、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、感染症法という)上の入院措置できる感染症と、検疫法上の隔離停留できる検疫感染症と、入管法上の上陸拒否出来る感染症に齟齬が生じており、検疫法上の検疫感染症のうち二類感染症に該当するものを隔離停留できる感染症に含めるなど、これらを合わせるべきである。

法第18条(仮検疫済証の交付)第2項、第3項、第26条の3(都道府県知事等との連携)関係

検疫感染症の中で、新型インフルエンザ等感染症とその他の検疫感染症では、健康監視の対応が検疫所で行うのか地方自治体で行うのかについて対応が異なるが、医学上の観点からは対応を区別する必然性はなく、一方、水際対策を担う検疫所と国内対策を担う地方自治体との連携及び役割分担の観点からこれらの対応を鑑みると、健康監視の対象者は居住地にて生活し、対応する検疫所から離れている場合もあり、地方自治体における健康監視の質が検疫所のそれと同等以上に確保されるのであれば、「属地的」な観点からも健康監視については全ての検疫感染症において国内対策を任務とする地方自治体で行われるのが合理的である。

法第3条、第8条第4項関係

検疫港・検疫飛行場、無線検疫対象港(非検疫港)非検疫飛行場の法律上の取扱いに関して、検疫港、検疫飛行場、無線検疫対象港(非検疫港)非検疫飛行場の定義及び指定基準を明確化する必要がある、特に指定基準については、数値基準を明確化し、指定解除基準についても明確に定める必要がある。

法第5条、第6条、第8条、第12条関係

いわゆる「ブース検疫」については、検疫法第5条に規定される「検疫飛行場ごとに検疫所長が指定する場所」が根拠とされているが、検疫を実施する区域であるならば検疫法第8条の検疫区域(告示)に明確に規定する必要がある。

(2) また、新たに規定を検疫法に取り入れていく検討が必要な代表的な事項には、

以下の様なものが挙げられる。

【航空機における無線検疫制度の導入】

航空機については、感染症のリスクを考慮し、旅客機の空便（フェリー便）や貨物機等、旅客機以外の航空機を対象として無線検疫制度の導入に関して法制化を行うことは有用である。

【船舶におけるブース検疫】

船舶におけるブース検疫については、ブース検疫に関する根拠となる条文規定がなく、客船ターミナルでのブース検疫が実施できる法的根拠がないため、船舶におけるブース検疫を常態的に実施するためには船舶（主に客船）についても規定する必要がある。

（３）さらに、中長期的な観点から、新たに検疫法若しくは、検疫法の在り方等、今後に取り入れていく検討が必要な代表的な事項には、以下の様なものが挙げられる。

【出国時検疫】

わが国には出国時における検疫を定めた法律がなく、出国時の検疫については検疫法のみでの対応は不可能であり、国内法や関係省庁との連携で考える必要があるが、IHR においては国際的な感染症の拡大防止のため、加盟国に対し、感染症の侵入防止のみならず、流出防止についても求めていることから、今後、より一層効率的で実効性のある PoE(Point of Entry)システムについて、中長期的な視点で、検討していくことが望ましい。

【ハコモノ（航空機、船舶）単位の検疫から人（個人）単位の検疫の考え方の導入】

有事の際には船舶・航空機といういわゆる「ハコモノ」に対してだけでなく、個々の乗員乗客という個人単位だけで仮検疫済証などを交付し、当該者が隔離・停留可能な検疫感染症であることが判明した場合には、当該者の仮検疫済証を失効とするなど、抜本的な改正を検討することも考えられる。

（４）その他

検疫法令で使用する用語について洗い出し、用語の整理により他に問題が生じないことを確認しつつ、用語の定義及び再整理

を行うことが必要である。

F 健康危険情報

健康危険情報は含まれていない。

G 研究発表

今後、検疫法所管の部署等が検疫法改正を検討する際の基礎資料として活用する予定である。